

## 早島町地域防災計画の修正概要

### 1 計画の概要

町地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、早島町防災会議が作成することとされている防災に関する業務の総合的な運営計画である。

本町では、「風水害等対策編」及び「地震災害対策編」を定め、災害の種別に応じた関係機関相互の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱としている。

※町地域防災計画の構成

風水害等対策編	地震災害対策編
総則 災害予防計画 災害応急対策計画 災害復旧・復興計画	総則 地震災害予防計画 地震災害応急対策計画 南海トラフ地震防災対策推進計画 地震災害復旧・復興計画

上記2編を補完するため「資料編」を別冊で作成

### 2 計画修正の考え方

前回修正（平成27年3月）後に発生した平成28年熊本地震、平成30年7月西日本豪雨等の課題や教訓を反映させるとともに、これらの災害を踏まえて災害対策基本法が改正され、それに伴い国の防災基本計画、岡山県地域防災計画が修正されていることから、それらとの整合を図るため全面的に修正した。

### 3 主な修正内容

#### (1) 風水害等対策編

- ア 複合的に発生する水災害に対し、ハード・ソフト対策を推進するため、水系ごとに組織する減災対策協議会等を活用した、多様な関係者による密接な連携体制を構築することを記載【風水害等対策編P30】
- イ 洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民等へ周知することを記載【風水害等対策編P37】
- ウ 住民に対する「自らの命は自らが守る」意識の徹底や適切な避難行動の理解促進を記載【風水害等対策編P59】
- エ 防災・減災の取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネジャーとの連携による高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組実施を記載【風水害等対策編P59】

- オ 河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めることを記載【風水害等対策編P60】
- カ 水害等の専門家の支援による防災の基本的な知見を兼ね備えた自主防災リーダーの育成を記載【風水害等対策編P64】
- キ 災害発生の高まりに応じて取るべき行動を直感的に理解できるよう、警戒レベル（5段階）、住民がとるべき行動、避難情報等を記載【風水害等対策編P98】

## （2）地震災害対策編

- ア 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀等の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図ることを記載【地震災害対策編P96】
- イ 大規模盛土造成地マップ及び液状化ハザードマップの作成・公表、宅地の耐震化の実施に努めることを記載【地震災害対策編P111】
- ウ 南海トラフ地震防災対策推進計画の作成に当たって配慮すべき事項を記載【地震災害対策編P203】
- エ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意等）が発表された場合の情報収集・伝達に係る連絡体制、災害対策本部の設置運営、後発地震に対する警戒期間等の明記など南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更を踏まえた修正【地震災害対策編P208】

## （3）風水害等対策編及び地震災害対策編（共通）

- ア 避難情報について、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に、「避難指示」を「避難指示（緊急）」に変更（「避難勧告」は、変更なし）【風水害等対策編P3等】【地震災害対策編P2等】
- イ 町の機構改革に伴う課室名等の修正【風水害等対策編P25等】【地震災害対策編P49等】
- ウ 決壊した場合の浸水想定区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池の耐震化、改修又は廃止の推進を記載【風水害等対策編P39】【地震災害対策編P99】
- エ 行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を推進することを記載【風水害等対策編P61】【地震災害対策編P49】
- オ 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、災害廃棄物等の撤去等に係る連絡体制を構築し、地域住民等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努め

- ることを記載【風水害等対策編P61】【地震災害対策編P50】
- カ 町及び商工会は、共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業についての事業継続力強化支援計画の作成に努めることを記載【風水害等対策編P65】【地震災害対策編P43】
- キ Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化や伝達手段の高度化に努めることを記載【風水害等対策編P76】【地震災害対策編P172】
- ク 必要に応じて、指定緊急避難場所を近隣市町に設けることを記載【風水害等対策編P102】【地震災害対策編P79】
- ケ 建築物等への被害があり、有害物質の漏えい等が懸念される場合は、それを防止するため、施設の点検等を行うことを記載【風水害等対策編P120】【地震災害対策編P183】
- コ 「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく岡山県以外の地方公共団体への支援体制の整備を記載【風水害等対策編P167】【地震災害対策編P124】
- サ 中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制を構築し、被災者のニーズに応じて円滑に活動できる体制を整備することを記載【風水害等対策編P170】【地震災害対策編P165】
- シ 住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施することを記載【風水害等対策編P174】【地震災害対策編P220】
- ス 被災中小企業の復興に向け、商工会等と連携しながら支援を講じることを記載【風水害等対策編P176】【地震災害対策編P221】
- セ 地域の総合的な復興が必要と認める場合に町復興対策本部を設置することや、被災地域の特性を踏まえて町復興計画を策定することを記載【風水害等対策編P182】【地震災害対策編P230】

#### （4）資料編

- ア 数値データ等を最新のものに修正【資料編P2等】
- イ 町の機構改革に伴う課室名等の修正【資料編P10】
- ウ 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定【資料編P15】
- エ 協定について、写しの収録を改め締結一覧の記載に修正【資料編P24】
- オ 条例等について、収録資料を整理【資料編P26等】